

顧問挨拶



特許技監

小柳 正之



ただいまご紹介いただきました特許技監の小柳です。特許庁技術懇話会の顧問といたしまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

ご来賓の皆様、本日は大変お暑い中、またご多忙中にも関わらずご臨席たまわり、誠にありがとうございます。実は私、本日午前伊藤長官より辞令をいただいて、特許技監に就任したばかりでございます。したがって、今この場で特許技監としてご挨拶をしていることに、非常に不思議な感覚を覚えているところでございます。折角の機会ですので、この場をお借りいたしまして、最近の特許庁、特に審査及び審判の状況の皆様にご報告いたしまして、ご挨拶とさせていただきたいと思っております。3点ほどお話しを申し上げたいと思っております。

まず一点目は、世界最速・最高品質の特許審査の実現についてでございます。先ほどより、世界最速・最高品質の特許審査の実現というお話が何度も出ておりますが、今正に特許庁の審査部及び審判部が目指しているゴールは、世界で最も魅力ある「世界最速・最高品質の知財システム」の実現であります。昨年の3月、この10年間の目標でございましたFA期間を11月にするという目標（FA11目標）を達成した後、新たな目標と致しまして、特許庁の審

査及び審判部では、スピードを維持しつつ、質もさらに向上していくという目標を掲げました。この目標への取組の一環として、特許庁は、審査の品質管理の基本原則を示した「審査に関する品質ポリシー」を平成26年3月に策定し、4月に公表しました。そして、強く・広く・役に立つ権利を設定するべく、取り組んでいるところでございます。この取組については、大きな舵をきったばかりでございますので、未だ様々な点で至らない部分があるかと思えます。是非、本日お集まりの皆様からの色々なご意見を頂戴しながら、このゴールに向けて進んで参りたいと思えます。どうぞ宜しくお願いいたします。

二点目は、知財システムの国際化の推進についてでございます。私が特許庁に入庁いたしました約30年前は、国際化といいますが、日米欧の先進国みの話でございました。しかし、現在では、中国、韓国、ASEAN、インドを始めとする南アジア、中東、アフリカ、中南米まで、新興国を巻き込んだ真のグローバル化が知的財産の世界では進んでいるところでございます。先ほど伊藤長官からもご紹介がありましたように、特許のみならず意匠の分野でも国際化が進んでおり、ハーグ協定という国際登録制度が今年の5月13日より利用できることとなりました。そして、最近の特許庁では、審査官が世界の至る所に赴き、制度及び実務運用のハーモナイゼーションについて、外国特許庁の審査官と

議論をすることが日常茶飯事になっております。また、審判部でも国際化が進んでいるところでございます。こちらについては、先ほど知的財産高等裁判所の清水総括判事様よりお話がありましたが、特許庁の審判部も国際化をさらに進めるべく、全力で取り組んでいるところでございます。

三点目は、地域における知財活用の促進についてでございます。特許庁は東京にしかございませんが、伊藤長官のイニシアチブのもと、地方創生の観点から、巡回特許庁として、全国各地を廻り、審査及び審判を行って参る予定でございます。また、審査官が全国各地に脚を運び、皆様のニーズを掘り起こしていくということも、我々特許懇メンバーに求められているところと感じているところであり、この施策は、今後ますます充実させていくことになると思えます。

以上、3つの大きな観点を踏まえつつ、今後特許庁は進んで参る所存でございます。私としましては、霞が関随一の約2000名の頭脳集団からなる大きな船を、正しい方向に導くべく、誠心誠意努めて参る所存でございます。是非、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、お集まりいただきました皆様の今後のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、本日の私の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

